

これに対して理事者より、道路清掃委託料は、七月、八月に発生した水害個所を中心として側溝清掃を中心に行うものである。自由橋は建設に際し、西部信用金庫からいろいろ許可の条件がつけられております。その内容は、会館入口が暗いので電灯をつけること、いよがついていないので設置すること、又階段裏側が暗いのできれいなパネルを張ること等があるわけで、これから西部信用金庫と相談しながらやっていきたいと思う。防衛施設局からの推せんについては、年度開始前に市が防衛側に対して防音工事ができる業者を報告しており、その中から市があくまで独自に決定をしているもので、防衛側の直接的な介入は全く受けていない。又立川市に対する正式な申し入れはせず、お目にかかった際にこの点を聞いてみたいと思う。来

年六月から日影条例に基づいた日照になってくると思うが、この設定後に該当するものとして学習等供用施設があるが、これは市の指導要項で同程度の日照の規制をしているので、その中でや、ついていると思う等の答弁がありました。

そして採決いたしました結果、全会一致をもって、本案は原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定どおり御確定くださいますようお願い申し上げます。

補足説明いたします。

○議長(岩田 博君) 次に厚生委員長川窪清一君。

(厚生委員長川窪清一君登壇)

○厚生委員長(川窪清一君) 議案第八十八号昭和五十二年度福生市一般会計補正予算第二号、歳出予算のうち厚生委員会所管分、本案について補足説明を申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本案審査に当たっては、環境保全課関係と福祉事務所関係に分けて行いました。

その質疑の内容について申し上げます。

まず環境保全課関係では、広報無線の増設の考えはないかについては、聞こえないという所もあるが、又うるさいという苦情もあり、ボリューム等の操作上の工夫をして増設の考えはない。初期消火用三角バケツについては、セリットル入りのものでふたがついてあります。単価は千五百五十円で飲料水にも適用できる。配布については都補助が三分の一、三年計画で三回に分けて行うが、五十年年度の国勢調査の人口という条件がついているので、その対象外のものについても市負担で苦情の出ないよう配

布したいと考えている。埋立用地整備事業費については、第二処分地の予定地が七月の集中豪雨の被害で、国有地との境のへいが崩れたため、東側セメント、北側セメントを、無償で国から借りて整備するといふものである。振動規制法の対象件数については、五十三工場とあとは道路工事が対象になると思う等の答弁がありました。

次に、福祉事務所関係では、七小字区内の学童保育について質疑があり、現在七名を福祉会館で措置しているが、将来においては体育館内に開設したいとの答弁があり、本補正予算には、民間保育所振興費補助金の増額等もなれており賛成するとの意見もあり、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

当委員会の決定どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして補足説明を終わります。

○議長(岩田 博君) 以上で各委員長の審査報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百八十八号については、討論を省略し、各委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は各委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第百八十八号昭和五十二年度福生市一般会計補正予算(第二号)は、各委員会審査報告どおり可決されました。

○議長(岩田 博君) 日程第十議案第百八十九号昭和五十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長川窪清一君登壇)

○厚生委員長(川窪清一君) 議案第百八十九号昭和五十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本案について補足説明を申し上げます。

冒頭理事者の説明を受けた後質疑に入りました。

その内容は、議案第百八十六号の条例改正分の子算及び保険料千四百万円の減額について、二は、議案第百八十六号の関係は、保険料の賦課総額の中に含まれている賦課総額は、条例第九号で定められて、療養費の総額の見込額から、療養給付一部負担金の総額の見込額を控除した額の百分の六十五に相当する額から、国都の支出金、一般会計繰入金、剰余金等を差し引いた残りであります。当初剰余金を十百万円と見込んでいたが、ここで二千三百六十六万円出たので、国の還付金等を差し引いて賦課総額が千四百万円の減額になったわけである。限度額の引き

上げの関係については、幾らのものが幾らになるという数字がはっきりするのは、所得が確定して料金を定めてからであり、所得の確定は六月から七月ごろである。五十二年度決算見込みについての関係は、世帯数は五千六百三十五世帯で四・二%の増被保険者数一万五千七百七人で二・八%の増、療養費一人当たり三万三千二百円である等の答弁がありました。又繰越金が二千三百万円も出るのなら、前年度にあれば値上げしなくてもすんだと思うし、今回の一九・四%の値上げ分も自治体あるいは国で考えるべきであり、本予算には反対であるとの意見がありましたので、起立によりお諮りいたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

当委員会の決定とおり御可決くださいますようお願い申し上げます補足説明といたします。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。
討論については、会議規則第五十二条の規定に従い、最初に反対者から発言願います。一番原 敏子君。

(一番原 敏子君登壇)

○一番(原 敏子君) 議案第ハナ九号昭和五十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)について反対討論を行います。

この予算は国民健康保険料を一九・四%も値上げし、市民生活に大きな負担をかけるものです。国民健康保険は、たてまえとしては他の保険に入っていない人全てが対象であり、入ることを強制されている保険制度であります。これは国の医療保険制度なのですから、国保の財政が赤字になったからといって、すぐに保険料の値上げと結びつけることは安易過ぎます。国の責任で国庫負担を増額し、国保の医療給付の改善を行い、国保財政の安定を図るべきだと私は考えます。ところが先ほどの条例改正の反対討論でも言いましたように、国保の財政が逼迫するたびに保険料の値上げをするのでは根本的には解決しないのではないのでしょうか。この補正予算は、当初予算の時点においても三〇%

の値上げが予定されていたものであり、繰越金が二千三百六十六万円のため一九・四%の値上げ率になったもので、つじつまを合わせる補正予算であり、いずれにしても市民に負担を強いる国保値上げの当補正予算に反対するものであります。以上、簡単であります。私の反対討論といたします。

○議長(岩田 博君) 次に賛成者八番山崎良之助君。

(八番山崎良之助君登壇)

○八番(山崎良之助君) 議案第ハナ九号昭和五十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)の賛成討論を行います。

御存じのように、国民健康保険予算は医療事業に見合った収入を確保しなければならず、収入が少なければならぬ。主な支出である医療給付費を削減することができないという性格を持っております。これが国民健康保険予算の他の官公庁予算との違いであります。さらに、医療費は毎年大幅な高騰が続いておりますが、反面、所得は不況の影響でさして伸びがなく、国保財政は非常に苦しくなっていることは御承知のとおりであります。しかし国保財政の健全な運営のためには、やはり国保の基本である国保負担金と受益者負担である保

議九十二 議九十四 議九十五 議九十六 議九十七 議九十八 議九十九 議十 議九十一

険料収入を確保すべきであります。

このようなことから、本補正予算は前年度分の繰越金の確定と、前年度分
国保負担金の精算が主なものであって、繰越金のほとんどを保険料から減額し
て、五十二年度において必要とする財源を確保しているのであります。要する
に、保険料の当初予算額から千四百万円を減額した額を保険料として徴収
するわけで、その分だけ軽減されており、被保険者には大変有利になっている
と思われれます。その他は国の負担金の精算による還付金であり、本補正予
算は誠に適正な財政措置であると考え、本補正予算に賛成するものであ
ります。

以上をもって私の賛成討論といたします。(拍手)

議長(岩田博君) 以上で討論は終わります。

これより議案第九十九号について起立により採決いたします。

本案について委員会報告どおり決することと賛成の諸君の起立を求め
ます。

(賛成者起立)

議長(岩田博君) 起立多数であります。よって議案第九十九号は委員会報告ど
おり可決されました。

議長(岩田博君) 日程第十一議案第九十九号昭和五十二年度福生市福生都市計画
事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を
願います。

(建設委員長高波 忠君登壇)

建設委員長(高波 忠君) 御指名がありましたので、議案第九十九号昭和五十二
年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算第一
号の審査内容の報告を申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本案については、冒頭担当課長から内容について詳細な説明を受けました。

当委員会としては担当課長の説明を受け、予算的に妥当なものであり、かつ
加美平地区事業も終局に近ずきつつあり、又東口地区事業についても理事者側が

努力しているものであり、全会一致して、本案は原案とあり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会の決定とあり、御確定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十号については、討論を省略し、委員会報告とあり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十号昭和五十二年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第一号)は、委員会審査報告とあり可決されました。

○議長(岩田 博君) 日程第十二議案第九十一号昭和五十二年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長高波 忠君登壇)

○建設委員長(高波 忠君) 御指名がありましたので、議案第九十一号昭和五十二年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)の審査内容を報告申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本案については、まず担当課長から補正内容について詳細な説明を受けました。当委員会としては、内容説明を聞き、審査いたしました結果、この補正が妥

当なものであるとして、全会一致をもって本案を原案とあり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定とあり御確定くださいますようお願いいたしまして補足説明いたします。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十号については、討論を省略し、委員会審査報告とあり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十号昭和五十二年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)は、委員会審査報告とあり可決されました。

○議長(岩田 博君) 日程第十三議案第九十二号市道路線の認定についての議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高波 忠君登壇)

○建設委員長(高波 忠君) 御指名がございましたので、議案第九十二号市道路線の認定についての審査報告を申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

今回認定しようとする路線は一件でありまして、当委員会といたしましては現地視察を行、その後審査に入りました。

この認定路線につきましては、都道と市道が接続して、地域住民にとっては生活道路として欠くことのできない道路であることから、全会一致をもって本案は原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ当委員会の決定どおり御確定くださいますようお願い申し上げます。補足説明いたします。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十二号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動

議が提出されましたが、本動議のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十二号市道路線の認定については、委員会審査報告どおり可決されました。

○議長(岩田 博君) 日程第十四議案第九十四号不況克服に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(二十二番末次性男君登壇)

○二十二番(末次性男君) 提案理由の補足説明を申し上げます。

わが国は、昭和四十八年の後半、突如として起こった石油ショックの端を発し、景気低落の一途をたどり、自来三カ年有余を経過した今日、なお停止することを知らざる状態にあります。これがため倒産件数は年を追って増加し、雇用不安の増大と高齢化社会への移行、諸物価の高騰はますます国民生活の耐乏を強いられている現状であります。政府は数次にわたる公定歩合の引き下げを行い、景気回復に努

力をしているようですが、その効果はいまだしの感があります。
この際、すみやかに補正予算の成立を回り、強力な不況対策が強く望まれるものであります。

一方、地方自治体の財政窮乏は全国的に広がり、市民の福祉も思うに任せない状態であります。政府は、深くここに思いをいたして、適切なる対策が望まれるものであります。

以上、十分意見を尽くしませんが、主題の意見書を政府に提出すべく御提案した次第であります。

よろしくこの趣旨に御賛同をいただき、御決定あらんことをお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

議案第九十四号は原案どおり決すること、に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十四号は原案どおり可決いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第十五議案第九十五号暴力的集団示威運動に関する決議を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(十五番 小林菊三君登壇)

○十五番(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、議案第九十五号暴力的集団示威運動に関する決議の提出者として、本案の提案理由を申し上げます。

本件は、去る六月定例会に陳情第三号として市民から五百四十四名の署名により陳情書が提出されたものであります。そして総務委員会に付託。六月十五日の委員会で採択され、同月二十四日の本会議において採択されたものであります。本陳情書の内容にもあるとおり、爆弾事件や火災ひん事件は一時影をひそ

てありましたが、最近の報道によると、成田空港の開港をめどり、再び過激な不法行為が行われております。又、次には横田基地周辺に集まろうという風聞もあり、これに關係するどうが牛浜公園付近にまで目をつきました。

このような暴力集団に、われわれの愛する福生市を、反対運動の場に供することはできません。もちろん言論、集会、表現の自由は尊重されなければならないことは当然であります。その目的のため手段を選ばないやり方は、もはや憲法の保証するいわゆる表現の自由のはき違ひであります。市民の安寧秩序及び福祉のためにも、暴力を追放し、法と秩序を守り、わが福生市より暴力集団を排除することを決議すべく、趣旨賛同者の署名をいただき提案した次第であります。

何とて本案趣旨に御賛同くださいますようお願いいたします。提案理由の説明といいたします。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第九十五号は原案とあり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十五号は原案とあり可決いたしました。

○議長(岩田 博君) 一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分 休憩

午後一時 開議

○議長(岩田 博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十六議案第九十六号福生市立福生第五小学校増築第三期建築工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長上野重勝君登壇)